

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 12 件

厚生年金関係 12 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 8 件

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 54 年 1 月 14 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、55 年 5 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったと認められることから、申立人の被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、32 万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月 14 日から 55 年 5 月 1 日まで
高校を卒業した後、昭和 27 年 4 月から定年退職を迎えた平成元年まで A 社（現在は B 社）に工員として勤務した。途中で休職したことがないにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B 社が保管する社員カード及び雇用保険の記録から、申立人は、申立期間において、A 社に継続して勤務していたと認められる。

また、B 社が保管する申立人に係る「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」から、申立人は A 社 C 支店における厚生年金保険の被保険者資格を昭和 54 年 1 月 14 日に取得していることが確認できる。

さらに、A 社 C 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者記号番号の下 2 桁が申立人のものとは相違しているものの、氏名及び生年月日が申立人のものと同じである基礎年金番号に統合されていない記録が確認できるところ、同記録に係る被保険者期間は、申立期間に一致している。

これらを総合的に判断すると、この未統合の被保険者記録は申立人に係るものであると推認でき、事業主は、申立人が厚生年金保険の資格を昭和 54 年 1 月 14 日に取得し、55 年 5 月 1 日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、32万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額の記録を、平成15年12月1日は44万円に、17年12月1日は43万8,000円に、18年6月1日は45万円に、19年12月1日は45万2,000円にすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 1 日
② 平成 17 年 12 月 1 日
③ 平成 18 年 6 月 1 日
④ 平成 19 年 12 月 1 日

A社から支給を受けた賞与のうち、申立期間における賞与に係る被保険者記録が無い。所持している賞与支給明細書において保険料控除が確認できるため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している賞与支給明細書から、申立人は、申立期間について、事業主から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、控除された厚生年金保険料額から、平成15年12月1日は44万円に、17年12月1日は43万8,000円に、18年6月1日は45万円に、19年12月1日は45万2,000円にすることが必要である。

なお、申立てに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主はこれを納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額の記録を、平成15年12月1日は41万円に、17年12月1日は40万9,000円に、18年6月1日は42万5,000円に、19年12月1日は43万円にすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 1 日
② 平成 17 年 12 月 1 日
③ 平成 18 年 6 月 1 日
④ 平成 19 年 12 月 1 日

A社から支給を受けた賞与のうち、申立期間における賞与に係る被保険者記録が無い。所持している賞与支給明細書において保険料控除が確認できるため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、控除された厚生年金保険料額から、平成15年12月1日は41万円に、17年12月1日は40万9,000円に、18年6月1日は42万5,000円に、19年12月1日は43万円にすることが必要である。

なお、申立てに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主はこれを納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和17年6月1日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年12月1日にこれを喪失し、また、同日にB社における被保険者資格を取得し、18年9月27日にこれを喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正し、申立期間の標準報酬月額については、17年6月から同年11月までを40円、同年12月から18年8月までを60円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から18年9月27日まで

昭和16年5月ごろ、A社に正社員として就職し、歯車の製造をしていた。健康保険証を交付され、厚生年金保険料も給与から控除されていたはずであり、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者台帳に、申立人と同姓同名であり、かつ、生年月日と同じである者の被保険者記録があり、この記録から当該被保険者は、昭和17年6月1日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年12月1日にこれを喪失し、また、同日にB社における被保険者資格を取得し、18年9月27日にこれを喪失していることが確認できる。

また、申立人が氏名を記憶していたA社及びB社における同僚は、「申立人と一緒に勤務したことがある。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、上記の記録は申立人に係るものであると推認でき、事業主は、申立人が昭和17年6月1日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年12月1日にこれを喪失し、また、同日にB社における被保険者資格を取得し、18年9月27日にこれを喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者台帳の記録から、昭和17年6月から同年11月までを40円、同年12月から18年8月までを60円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成18年12月1日から19年9月1日までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を18年12月から19年2月までは19万円に、同年3月から同年8月までは20万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間④について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を9万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月1日から19年9月1日まで
② 平成18年7月31日
③ 平成18年12月25日
④ 平成19年7月31日

申立期間①について、給与支給月額より低い額で標準報酬月額が記録されているにもかかわらず、この標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より多くの保険料が控除されている。

また、申立期間②、③及び④について、賞与が支給され厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、その届出が行われていないので、これらの記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる

厚生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに見合う標準報酬月額及び標準賞与額の範囲内であることから、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額及び標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 申立期間①のうち、平成 18 年 12 月 1 日から 19 年 9 月 1 日までの申立人の標準報酬月額については、事業所が保管する賃金台帳において確認できる保険料控除額から、18 年 12 月から 19 年 2 月までは 19 万円に、同年 3 月から同年 8 月までは 20 万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額を社会保険事務所（当時）に対し誤って届出を行い、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過小な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 3 申立期間④については、事業所が保管する賃金台帳から、申立人は、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認められる。

また、申立期間④の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額により 9 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間④の標準賞与額に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該申立てに係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 4 申立期間①のうち、平成 18 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日までの標準報酬月額並びに申立期間②及び③の標準賞与額については、申立人は給与明細書を所持しておらず、事業主及び社会保険業務の担当者からの回答も得られない。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、上記期間について申立人が主張する標準報酬月額又は標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与又は賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成16年12月1日から17年9月1日までの期間、同年11月1日から18年9月1日までの期間及び同年11月1日から19年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、それぞれ、16年12月から17年8月までの期間及び同年11月から18年8月までの期間は19万円に、同年11月から19年2月までは22万円に、同年3月から同年8月までは24万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間④から⑧までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ、平成17年7月31日、同年12月25日及び18年7月31日は18万円、同年12月25日及び19年7月31日は17万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年11月1日から19年9月1日まで
② 平成16年7月31日
③ 平成16年12月25日
④ 平成17年7月31日
⑤ 平成17年12月25日
⑥ 平成18年7月31日
⑦ 平成18年12月25日
⑧ 平成19年7月31日

給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額と社会保険庁（当時）に記載されている標準報酬月額が整合しておらず、賞与については記

録も無い。

平成19年9月以降については会社により訂正の届出が行われているが、それ以前について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに見合う標準報酬月額及び標準賞与額の範囲内であることから、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額及び標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①のうち、平成17年1月1日から同年9月1日までの期間、同年11月1日から18年9月1日までの期間及び同年11月1日から19年9月1日までの期間の申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書において確認できる保険料控除額から、それぞれ、17年1月から同年8月までの期間及び同年11月から18年8月までの期間は19万円に、同年11月から19年2月までは22万円に、同年3月から同年8月までは24万円に訂正することが妥当である。

また、給与明細書が無い平成16年12月1日から17年1月1日までの標準報酬月額は、その直後の月に係る給与明細書及び源泉徴収票から推認し、16年12月は19万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額を社会保険事務所（当時）に対し誤って届出を行い、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過小な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

3 申立期間⑦及び⑧について、申立人が所持する賞与明細書から、申立人は、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人の上記期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額により、平成18年12月25日及び19年7月31日は17万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が上記期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

4 申立期間④、⑤及び⑥について、源泉徴収票及び金融機関への賞与振込額から、申立人は、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金

保険料を事業主により賞与から控除されていたと推認できる。

また、申立人の上記期間の標準賞与額については、源泉徴収票及び金融機関への賞与振込額から推認し、平成17年7月31日、同年12月25日及び18年7月31日は18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が上記期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 5 申立期間①のうち、平成16年11月1日から同年12月1日までの標準報酬月額については、給与明細書が無く、報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができず、また、17年9月1日から同年11月1日までの期間及び18年9月1日から同年11月1日までの期間については、社会保険庁（当時）が記録する標準報酬月額が申立人の所持する給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と一致することから、当該記録を訂正する必要は認められない。
- 6 申立期間②及び③については、賞与明細書が無く、賞与の総支給額及び控除された厚生年金保険料額を推認できないことから、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成16年5月1日から17年9月1日までの期間、同年11月1日から18年9月1日までの期間及び同年11月1日から19年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、それぞれ、16年5月は18万円に、同年6月から17年8月まで及び同年11月から18年8月までは19万円に、同年11月から19年2月までは20万円に、同年3月から同年8月までは22万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②から⑧までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ、平成16年7月31日は5万円、同年12月25日は8万円、17年7月31日、同年12月25日及び18年7月31日は15万円、同年12月25日及び19年7月31日は14万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年4月1日から19年9月1日まで
② 平成16年7月31日
③ 平成16年12月25日
④ 平成17年7月31日
⑤ 平成17年12月25日
⑥ 平成18年7月31日
⑦ 平成18年12月25日
⑧ 平成19年7月31日

平成21年10月に同年11月10日付の解雇通告を受けたころ、ねんきん特別便を受け取った同僚が、給与明細書に記入されている厚生年金保険料

額と収納されている保険料額が異なっていることを発見し、ねんきん特別便を受け取ったすべての同僚について間違いが見つかったため、会社にそのことを訴えた結果、過去2年分は修正されたが、それ以前の標準報酬月額が訂正されず、賞与の記録も無いままなので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに見合う標準報酬月額及び標準賞与額の範囲内であることから、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額及び標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①のうち、平成16年5月1日から同年6月1日までの申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書の報酬月額に基づく標準報酬月額から、また、16年7月1日から同年11月1日までの期間、17年1月1日から同年9月1日までの期間、同年11月1日から18年9月1日までの期間及び同年11月1日から19年9月1日までの期間については、申立人が所持する給与明細書及び事業所が保管する賃金台帳において確認できる保険料控除額から、それぞれ、16年5月は18万円に、同年7月から同年10月までの期間、17年1月から同年8月までの期間及び同年11月から18年8月までの期間は19万円に、同年11月から19年2月までは20万円に、同年3月から同年8月までは22万円に訂正することが妥当である。

また、給与明細書及び賃金台帳が無い平成16年6月1日から同年7月1日までの期間及び同年11月1日から17年1月1日までの期間の標準報酬月額は、その直後の月に係る給与明細書又は給与支払報告書から推認し、16年6月、同年11月及び同年12月は19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額を社会保険事務所（当時）に対し誤って届出を行い、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過小な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

3 申立期間⑦及び⑧について、申立人が所持する賞与明細書から、申立人は、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人の上記期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額により、平成18年12月25日及び19年7月31日は14万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が上記期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 4 申立期間②、③、④、⑤及び⑥について、給与支払報告書及び金融機関への賞与振込額から、申立人は、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと推認できる。

また、申立人の上記期間の標準賞与額については、給与支払報告書及び金融機関への賞与振込額から推認し、16年7月31日は5万円、同年12月25日は8万円、17年7月31日、同年12月25日及び18年7月31日は15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が上記期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 5 申立期間①のうち、平成16年4月の標準報酬月額については、社会保険庁（当時）が記録する標準報酬月額が申立人の所持する給与明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額を超えることから、また、17年9月、同年10月、18年9月及び同年10月については、社会保険庁が記録する標準報酬月額が申立人の所持する給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と一致することから、当該記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成8年4月1日から12年10月1日までの期間及び同年11月1日から19年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、それぞれ、8年4月から同年10月までは22万円に、同年11月から12年9月までは24万円に、同年11月から13年10月までは26万円に、同年11月は28万円に、同年12月から14年10月までは26万円に、同年11月から15年10月までは28万円に、同年11月から16年10月までは30万円に、同年11月から17年8月までは32万円に、同年9月及び同年10月は30万円に、同年11月から18年8月までは32万円に、同年9月及び同年10月は30万円に、同年11月から19年2月までは32万円に、同年3月から同年8月までは34万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ、平成15年7月31日、同年12月25日、16年7月31日、同年12月25日、17年7月31日、同年12月25日及び18年7月31日は27万円に、同年12月25日及び19年7月31日は26万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月1日から19年9月1日まで
② 平成15年7月31日
③ 平成15年12月25日
④ 平成16年7月31日
⑤ 平成16年12月25日
⑥ 平成17年7月31日

- ⑦ 平成 17 年 12 月 25 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 31 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 25 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 31 日

現在所持している給与明細書を確認したところ、給料から控除されている厚生年金保険料額と標準報酬月額が記録が整合しておらず、賞与については会社から届出が行われていないので、記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに見合う標準報酬月額及び標準賞与額の範囲内であることから、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額及び標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①のうち、平成 8 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間、同年 8 月 1 日から 12 年 9 月 1 日までの期間、同年 11 月 1 日から 13 年 11 月 1 日までの期間、同年 12 月 1 日から 14 年 7 月 1 日までの期間、同年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間及び 15 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間の申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書の報酬月額に見合う標準報酬月額から、また、13 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間、14 年 11 月 1 日から 15 年 1 月 1 日までの期間、同年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間、同年 7 月 1 日から 16 年 6 月 1 日までの期間及び同年 7 月 1 日から 19 年 9 月 1 日までの期間については、申立人が所持する給与明細書及び事業所が保管する賃金台帳において確認できる保険料控除額から、それぞれ、8 年 4 月及び同年 8 月から同年 10 月までは 22 万円に、同年 11 月から 12 年 8 月までは 24 万円に、同年 11 月から 13 年 10 月までは 26 万円に、同年 11 月は 28 万円に、同年 12 月から 14 年 6 月までの期間及び同年 10 月は 26 万円に、同年 11 月、同年 12 月及び 15 年 3 月から同年 10 月までの期間は 28 万円に、同年 11 月から 16 年 5 月までの期間及び同年 7 月から同年 10 月までの期間は 30 万円に、同年 11 月から 17 年 8 月までは 32 万円に、同年 9 月及び同年 10 月は 30 万円に、同年 11 月から 18 年 8 月までは 32 万円に、同年 9 月及び同年 10 月は 30 万円に、同年 11 月から 19 年 2 月までは 32 万円に、同年 3 月から同年 8 月までは 34 万円に訂正することが妥当である。

また、給与明細書及び賃金台帳が無い平成 8 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間、12 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、14 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、15 年 1 月 1 日から同年 3 月 1 日までの

期間及び16年6月1日から同年7月1日までの期間の標準報酬月額は、その前後の月に係る給与明細書、給与支払報告書又は課税台帳から推認し、8年5月から同年7月までは22万円に、12年9月は24万円に、14年7月から同年9月までは26万円に、15年1月及び同年2月は28万円に、16年6月は30万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額を社会保険事務所（当時）に対し誤って届出を行い、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過小な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 3 申立期間②、③、⑨及び⑩について、申立人が所持する賞与明細書又は事業所が保管する賃金台帳から、申立人は、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人の上記期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる賞与額から、平成15年7月31日は27万円に、賞与明細書又は賃金台帳において確認できる保険料控除額により、同年12月25日は27万円、18年12月25日及び19年7月31日は26万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が上記期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 4 申立期間④、⑤、⑥、⑦及び⑧について、給与支払報告書及び金融機関への賞与振込額から、申立人は、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと推認できる。

また、申立人の上記期間の標準賞与額については、給与支払報告書及び金融機関への賞与振込額から推認し、平成16年7月31日、同年12月25日、17年7月31日、同年12月25日及び18年7月31日は27万円とすることが妥当である。

なお、事業主が上記期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 5 申立期間①のうち、平成12年10月1日から同年11月1日までの標準報酬月額については、社会保険庁（当時）が記録する標準報酬月額が申立人の所持する給与明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額と一致することから、当該記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成14年1月1日から同年2月1日までの期間、14年3月1日から同年10月1日までの期間、15年4月1日から同年7月1日までの期間及び同年11月1日から19年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、それぞれ、14年1月及び同年3月から同年9月までの期間は19万円に、15年4月から同年6月までは20万円に、同年11月から17年10月までは22万円に、同年11月から18年8月までは24万円に、同年9月及び同年10月は22万円に、同年11月から19年2月までは26万円に、同年3月から同年8月までは28万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ、平成15年7月31日及び同年12月25日は15万円、16年7月31日は18万円、同年12月25日、17年7月31日、同年12月25日及び18年7月31日は20万円、同年12月25日及び19年7月31日は19万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年12月11日から19年9月1日まで
② 平成15年7月31日
③ 平成15年12月25日
④ 平成16年7月31日
⑤ 平成16年12月25日
⑥ 平成17年7月31日
⑦ 平成17年12月25日

⑧ 平成 18 年 7 月 31 日

⑨ 平成 18 年 12 月 25 日

⑩ 平成 19 年 7 月 31 日

給与から控除されている厚生年金保険料額と標準報酬月額が整合しておらず、賞与については会社から届出が行われていないので、記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに基づく標準報酬月額及び標準賞与額の範囲内であることから、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額及び標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①のうち、平成 14 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間、同年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間、同年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、15 年 11 月 1 日から 16 年 3 月 1 日までの期間、同年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間、同年 7 月 1 日から 17 年 11 月 1 日までの期間及び同年 12 月 1 日から 19 年 9 月 1 日までの期間の申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書及び事業所が保管する賃金台帳において確認できる保険料控除額から、また、15 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までについては、申立人が所持する給与明細書の報酬月額に見合う標準報酬月額から、それぞれ、14 年 1 月、同年 3 月及び同年 7 月から同年 9 月までの期間は 19 万円に、15 年 4 月から同年 6 月までは 20 万円に、15 年 11 月から 16 年 2 月までの期間、同年 4 月、同年 5 月及び同年 7 月から 17 年 10 月までの期間は 22 万円に、同年 12 月から 18 年 8 月までは 24 万円に、同年 9 月及び同年 10 月は 22 万円に、同年 11 月から 19 年 2 月までは 26 万円に、同年 3 月から同年 8 月までは 28 万円に訂正することが妥当である。

また、給与明細書及び賃金台帳が無い平成 14 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間、16 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間、同年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間及び 17 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間の標準報酬月額は、その前後の月に係る給与明細書、源泉徴収票又は給与支払報告書から推認し、14 年 4 月から同年 6 月までは 19 万円に、16 年 3 月及び同年 6 月は 22 万円に、17 年 11 月は 24 万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月

額を社会保険事務所（当時）に対し誤って届出を行い、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過小な納付であったと認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 3 申立期間②、③及び⑩について、申立人が所持する賞与明細書又は事業所が保管する賃金台帳から、申立人は、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人の上記期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる賞与額により、平成15年7月31日は15万円、賞与明細書又は賃金台帳において確認できる保険料控除額により、同年12月25日は15万円、19年7月31日は19万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が上記期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 4 申立期間④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨について、源泉徴収票、給与支払報告書及び金融機関への賞与振込額から、申立人は、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと推認できる。

また、申立人の上記期間の標準賞与額については、源泉徴収票、給与支払報告書及び金融機関への賞与振込額から推認し、16年7月31日は18万円、同年12月25日、17年7月31日、同年12月25日及び18年7月31日は20万円、同年12月25日は19万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が上記期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 5 申立期間①のうち、平成13年12月11日から14年1月1日までの標準報酬月額については、社会保険庁（当時）が記録する標準報酬月額が申立人の所持する給与明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額を超えていること、14年2月1日から同年3月1日までは、社会保険庁が記録する標準報酬月額が申立人の所持する給与明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額と一致すること、14年10月1日から15年4月1日までの期間及び同年7月1日から同年11月1日までの期間については、社会保険庁が記録する標準報酬月額が、申立人の所持する給与明細書により確認でき、または、源泉徴収票、給与支払報告書及び金融機関への給与振込額から推認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と一致することから、当該記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和49年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、申立期間の標準報酬月額については、48年3月から同年9月までを4万5,000円、同年10月から49年2月までを5万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月31日から49年3月31日まで
昭和46年3月12日に株式会社A社B支店に就職し、49年3月30日まで勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社が保管する申立人の履歴簿、申立人が所持する源泉徴収票等から、申立人は、申立てに係る事業所に昭和46年3月12日から49年3月30日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人及び申立人と一緒に退職したとする同僚は、共に、昭和48年3月31日に被保険者資格を喪失したと記録されているが、同年10月において定時決定された標準報酬月額が記録されている上、申立人の被保険者原票には、同資格を喪失したとされる日より後の48年11月25日に婚姻による氏名変更が記録されており、事業主は、申立人が同年3月31日に資格喪失した旨の届出を行ったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和49年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の被保険者原票における記録から、昭和48年3月から同年9月までを4万5,000円、同年10月から49年2月までを5万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和51年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月1日から同年8月1日まで
昭和46年5月13日から平成8年7月10日まで継続してA社に勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びB社が保管する申立人に係る職務履歴から、申立人が申立期間において申立てに係る事業所に勤務していたことが確認できる上、同事業所の事業主は、「申立期間の厚生年金保険料を申立人の給与から控除している。」と証言しており、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所（当時）の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立てに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は事務手続の誤りを認めていることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日を昭和51年8月1日とする届出を社会保険事務所に提出し、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和39年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月21日から同年6月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、昭和39年5月21日から同年6月1日まで記録が無い旨の回答があった。昭和37年6月1日に入社して以来、45年7月13日までA社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業を承継したC社の人事担当者及び申立人の同僚（当時）の証言から、申立人が、申立期間において、A社に勤務し（昭和39年6月1日にA社B支店からA社D支店に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

なお、A社D支店は昭和39年6月1日に初めて厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人のA社B支店における被保険者資格は、本来、同日に喪失すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所（当時）の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを推認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

岡山国民年金 事案 754

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 11 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 11 月から平成 2 年 3 月まで
平成 2 年ごろ、妊娠、出産に関する諸手続を行うため市役所へ行き、併せて国民年金の加入手続を行った。その際、市の担当者から「20 歳に達した昭和 63 年*月以降の国民年金保険料を支払わなければ、将来の年金額が少なくなる。」との説明を受けた。そこで、20 歳になった月にさかのぼって国民年金に加入し、保険料の納付金額や納付場所は覚えていないが、後日、国民年金保険料を一括して納付した覚えがあるので、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は平成 2 年 8 月に払い出されており、申立人は、その主張どおり、このころに国民年金に加入したものと推認されるが、申立期間の一部（昭和 63 年 11 月から平成元年 9 月まで）において、国民年金の任意加入の対象者（学生）であった申立人は、同期間にさかのぼって国民年金に加入することはできない。

また、申立人は、後日、国民年金保険料を一括して納付したと主張するが、納付した保険料額及び納付場所の記憶は定かではない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかにこれが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 755 (事案 358 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 2 月から 39 年 5 月までの期間及び 40 年 3 月から 42 年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 2 月から 39 年 5 月まで
② 昭和 40 年 3 月から 42 年 7 月まで

申立期間については、町内会か婦人会を通じて国民年金保険料を納付していたとして記録の訂正を申し立てたが、認められなかった。

この度、国民年金の加入を勧めた当時の市の職員の連絡先がわかったので、同人から事情を聴いてほしい。

また、昭和 42 年 8 月に国民年金の集金人となった者に連絡したところ、申立期間の納付記録が無いのは不自然であると言っていたので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は国民年金の加入手続に関与しておらず、国民年金手帳が交付されたか否かも確認できない、ii) 国民年金保険料の集金人であったとする者が集金業務に携わっていたとみられる時期が、申立人の主張と相違する、iii) 申立人は、申立期間後の昭和 42 年 8 月に初めて国民年金に任意加入しているなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 12 月 15 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立人に国民年金の加入を勧めたとする市職員（当時）及び昭和 42 年当時の国民年金の集金人から事情を聴取するよう申し立てているが、いずれの者からも、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる証言を得ることはできず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないこ

とから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月及び同年3月

ねんきん特別便が届いた際に母親から「あなたが短期大学の学生であった20歳になったころ、市役所から届いた封筒に入っていた用紙により国民年金の加入手続をしたか、若しくは、その封筒に年金手帳と納付書が入っており、国民年金保険料2か月分をまとめて銀行で納付した。」との話を聞いた。母親は妹の国民年金保険料も納付しており、父親も厚生年金保険と国民年金の切替手続を切れ目なく行い、国民年金保険料を納付している。母親から年金手帳を受け取った記憶はないが、母親が国民年金保険料を納付したのは間違いないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の母親の記憶も曖昧である上、申立人が居住する市に申立人に係る国民年金被保険者名簿は無く、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、基礎年金番号制度導入後の平成13年11月ごろに初めて国民年金の加入手続を行っているものと推認できるが、申立期間において国民年金の任意加入の対象者（学生）であった申立人は、同期間にさかのぼって国民年金に加入することはできない。

さらに、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 982

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 1 月ごろから同年 3 月 6 日まで
② 昭和 35 年 9 月 11 日から 36 年 1 月 5 日まで
③ 昭和 36 年 1 月 17 日から同年 5 月 27 日まで
④ 昭和 37 年 6 月 1 日から 39 年 1 月 1 日まで
⑤ 昭和 39 年 6 月 1 日から 40 年 4 月 1 日まで

- (1) 昭和 35 年 1 月ごろから 38 年ごろまでの間に、在籍していた A 社から B 社 C 支社に 3 回派遣され、同支社で厚生年金保険に加入していた。その間は、派遣されていなかった期間も含めて同支社で継続的に厚生年金保険に加入していたはずであるので、申立期間①、②、③及び④の一部期間について厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。
- (2) 昭和 38 年ごろに B 社 C 支社での派遣勤務を終え、A 社を退職した後、D 社に勤務した。同社における厚生年金保険の加入記録が昭和 39 年 1 月 1 日から同年 6 月 1 日までの 5 か月間しか無いが、もっと長期にわたり勤務したはずであり、申立期間④の一部期間について加入記録が無いのは納得できない。
- (3) 昭和 39 年ごろに D 社を退職した後、E 社（現在は、F 社に名称変更）に勤務した。同社における厚生年金保険の加入記録が昭和 40 年 4 月 1 日から 41 年 11 月 1 日までの 19 か月間しか無いが、もっと長期にわたり勤務したはずであり、申立期間⑤の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 B 社の残務整理を委託された事業所が保管する臨時員名簿から、申立人が 3 つの期間 [i) 申立期間①を含む昭和 35 年 1 月 6 日から同年 9 月 10 日まで、 ii) 申立期間②の一部を含む 35 年 11 月 5 日から 36 年 1 月 16 日まで、 iii) 申立期間③の一部を含む 36 年 3 月 27 日から（終期は不明）まで] において、同事業所において臨時員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社の健康保険組合が保管する被保険者連名簿に記載されている上記3つの勤務期間に係る被保険者資格の取得日及び喪失日は、記載されていないiii)に係る喪失日を除き、いずれもオンライン記録と一致している。

また、B社は、既に解散し、同事業所の残務整理を委託された事業所は、「臨時員の場合、厚生年金保険への加入が入社日より2か月程度遅れていたものと思われる。」と回答しており、B社の事業主は、臨時員については、必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていなかったものと推認される。

さらに、申立人が名前を挙げた当時の同僚は、連絡先が不明であり証言を得られなかった。

- 2 D社の事業を引き継いだ事業所は、「申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除については不明である。」と回答しているほか、申立期間④においてD社における厚生年金保険の被保険者資格を取得している従業員58人のうち、連絡のとれた16人に聴取したところ、申立人を覚えている者はいたが、その勤務期間及び厚生年金保険料の控除について具体的な証言を得ることはできなかった。

また、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人の申立期間④に係る記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

- 3 雇用保険の記録から、申立人は申立期間⑤の一部を含む昭和40年2月16日から41年10月31日までE社に勤務していたと推認できる。

しかしながら、同事業所が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」に記載されている申立人の資格取得日は、オンライン記録と一致している。

また、申立期間⑤においてE社における厚生年金保険の被保険者資格を取得している従業員48人のうち、連絡のとれた9人に聴取したところ、申立人を覚えている者はいたが、その勤務期間及び厚生年金保険料の控除について具体的な証言を得ることはできなかった。

さらに、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人の申立期間⑤に係る記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

- 4 このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 990

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の第四種被保険者として厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 2 月 11 日から 56 年 2 月 11 日まで

A社を退職する際に、会社の労務課の職員と父親から厚生年金保険の任意継続（第四種被保険者）とその保険料の前納について教えてもらい、退職金の一部により申立期間の保険料（36 か月分）を前納したにもかかわらず、加入記録が無い。

また、その後に勤務したB社を退職した後の昭和 57 年 11 月 5 日から 58 年 12 月 1 日までについては、手続も納付も行っていないにもかかわらず、任意継続したこととなっており、誤った記録となっている。

このため、申立期間を厚生年金保険の第四種被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職した後、社会保険事務所（当時）において、厚生年金保険の被保険者資格を継続する手続を行い、36 か月分の厚生年金保険料を前納したと主張しており、申立人の妻は、「夫がA社を退職した後に、夫とその父親が厚生年金保険を継続する相談をしていたこと及びその手続のため夫に同行して社会保険事務所へ赴いたことを記憶している。」旨を証言している。

しかしながら、社会保険事務所が保管する申立人に係る被保険者原票から、申立人が、B社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後の昭和 57 年 11 月 5 日に第四種被保険者資格を取得したことは確認できるものの、申立人が主張する 53 年 2 月 11 日に同資格を取得した形跡は見当たらない。

また、通算した厚生年金保険被保険者期間が 240 か月に達した以後は被保険者資格を任意継続できないことから、仮に、申立人の主張どおり申立期間について厚生年金保険を任意継続していたとすれば、B社における厚生年金保険の被保険者であった間に通算の被保険者期間が 240 か月に達することとなり、同社を退職した後の昭和 57 年 11 月 5 日から 58 年 12 月 1 日までについては任意継続することができなかつたこととなる。このことについて、申

立人は、同期間の任意継続の手続及び保険料の納付を行っていない旨を主張しているが、申立人が居住する市が保存している国民年金異動届兼申請書によれば、申立人が昭和 61 年 1 月 21 日に国民年金被保険者資格の取得手続を行った際、同市は、58 年 12 月 1 日が厚生年金保険の資格喪失日であると確認し、同日を国民年金被保険者資格の取得日としたことが確認できる上、当該記録が誤りであることをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間当時の A 社 C 工場労務課の担当者二人に照会し、回答のあった一人は、「厚生年金保険の任意継続と保険料の前納について説明した記憶はない。通常、中途退職者に対して年金のことを説明することはなかったと思う。今でも厚生年金保険の任意継続制度自体をよく知らない。」旨を証言している上、申立人の父親は既に死亡しており、証言が得られない。

加えて、申立人は、申立期間について国民年金に加入しており、同期間の国民年金保険料を納付している。

このほか、申立期間の厚生年金保険料が納付されたことを推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険の第四種被保険者として申立期間の厚生年金保険料を納付していたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年6月26日から27年8月1日まで
昭和20年7月1日から27年8月1日まで継続してA社B営業所C出張所に勤務していたにもかかわらず、25年6月26日から27年8月1日まで厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する当時の同僚（5人）は既に亡くなっている上、A社D営業所（同社B営業所を統合）が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録がある被保険者（生年月日が大正6年以降の男）のうち、連絡先が判明した11人に照会したが、申立人の勤務実態に関する証言は得られない。

また、A社の人事担当者は、「申立期間の資料は保管しておらず、厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について不明である。」と証言している。

さらに、申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、これが事業主により給与から控除されていたことを推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 994

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年6月1日から34年6月30日まで
昭和32年6月から34年6月までAからB社に派遣され、Cとして勤務していたが、この期間について厚生年金記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

Aが保管する人事記録から、申立人が申立期間中にB社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は給与を毎月定期的に受け取った覚えはなく、B社の事務長から不定期に手渡された記憶があるものの、給与明細書及び源泉徴収票を受け取った覚えは無いと供述している。

また、上記人事記録から、申立人は、昭和32年6月にC国家試験に合格し、同年8月9日にCとして登録されていることが確認できるところ、Aの人事担当者も「Cとして登録するまでは、本来、Cとしては採用できない期間である。」と回答しており、申立人がB社において勤務した当初は正式にCとして勤務していなかったことがうかがえる。

さらに、B社の社会保険事務担当者は「関係の資料は保管しておらず、申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について不明である。」としながらも、申立人が供述している給与の支給方法については、「正規職員であれば考えられない支給方法である。」としており、申立人とB社との間に正式な雇用関係があったとは考え難い。

加えて、AからB社に派遣されていたCとして申立人が名前を挙げた同僚は、「赴任した昭和33年8月から35年6月までの厚生年金記録は無い。」と証言しており、B社の事業主は、Aから派遣されたCについては厚生年金保険に加入させていないことがうかがえる。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月から20年3月まで

A学校(現在のB学校)在学中に、学徒動員で昭和19年4月から20年3月までC社D工場で働いていたが、厚生年金保険の記録が漏れているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B学校が保管する生徒原簿から、申立人が申立期間において同校に在学していたことは確認できるが、学徒動員で勤務していたとするC社D工場の職員名簿に申立人の記録は見当たらない。

また、申立人が名前を覚えている同僚(故人)は、申立てに係る事業所における厚生年金保険の被保険者記録が無い上、当時、同事業所において被保険者記録がある者(複数)は、申立人を知らないと言明しており、申立人の勤務実態に係る証言が得られない。

さらに、労働者年金保険法施行令(昭和16年勅令第1250号)第10条第3号及び厚生省告示第50号(昭和19年5月29日)に基づき、勤労働員学徒については、厚生年金保険の適用から除外されている。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていた記憶はなく、これが事業主により給与から控除されていたことを推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 12 月 15 日から 22 年 9 月 1 日まで
昭和 20 年 9 月に復員して同年 12 月 15 日にA社のB営業所長から正社員として採用するとの条件で入社し、42 年 9 月 1 日まで継続して勤務してきたにもかかわらず、20 年 12 月 15 日から 22 年 9 月 1 日までの年金記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社C支店が保管する人事記録から、申立人は、昭和 20 年 12 月 15 日から 42 年 8 月 31 日まで継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「時期は明確には覚えていないが、申立期間中に総務担当者から、私の厚生年金保険被保険者資格の取得届はまだ提出していない旨を告げられた。」と述べている上、A社が保管する厚生年金記録簿から、申立人は、同社における被保険者資格を昭和 22 年 9 月 1 日に初めて取得していることが確認できる。

また、A社の総務担当者は、「当時は正社員として採用する前に臨時雇用という扱いで試用期間があったケースが多いと聞いている。また、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した日と同日にこれを取得している社員 3 人の人事記録から、これら社員はいずれも同資格の取得日より前に入社しており、申立人も入社当初は臨時雇用の扱いであったと思う。」旨証言しており、同事業所の事業主は、必ずしもすべての従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

このほか、申立人には、申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていた記憶はなく、これが事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 997

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 20 年 10 月 18 日から 22 年 8 月 1 日まで

E 高校を卒業し、昭和 19 年 1 月 10 日から 22 年 8 月 1 日まで A 社の B 工場 C 部において事務作業に従事していた。入社後何か月間か講習期間があり、また、途中徴兵された期間もあったが、父が経営する D 社に転職するまで勤務していたので、申立期間について、A 社における被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立てに係る事業所が保管する社員名簿及び帰還予定者名簿から、申立人は、昭和 19 年 1 月 10 日に同事業所に就職し、20 年 6 月 * 日に軍隊に召集されていることが確認でき、申立人は、申立期間①において、同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所の年金記録相談担当者は、「E 高校を卒業した申立人は、事務職として採用されており、昭和 19 年 10 月から厚生年金保険に加入させたものと考えられる。」と証言しており、申立人は同年 10 月以前は労働者保険（厚生年金保険）の適用対象者ではなく、保険料は控除されていなかったものと推認できる。

2 上記の帰還予定者名簿において、軍隊からの召集解除となった従業員が申立てに係る事業所に復職した場合にはその旨記録されているが、申立人については、上記のとおり入隊しているものの、その後復職したとの記録は無い。

また、申立てに係る事業所が保管する応召者名簿から、申立人は昭和 20 年 11 月 24 日に同事業所を解雇されていることが確認できる上、県知事が発行する履歴書（軍歴証明書）から、申立人は同年 6 月 * 日から申立期間②直前の同年 10 月 * 日までは軍隊に召集され、その後、同事業所に復職しないまま退職したことがうかがわれる。

さらに、申立人の同僚（複数）からも、申立期間②に係る申立人の勤務

実態及び厚生年金保険の保険料控除の状況についての証言は得られなかった。

- 3 申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 998

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
平成 6 年 3 月に大学を卒業した後、同年 4 月 1 日から A 立 B 学校に講師として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が同年 5 月 1 日からとなっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する辞令及び雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立期間当時、A 立 B 学校に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A の事務を引き継いだ C が保管する賃金台帳（給料表）から、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を控除されていなかったことが確認できる。

また、A は平成 6 年 5 月 1 日に初めて厚生年金保険の適用事業所となっているが、C は、「A が社会保険の適用事業所となる前は、給与から保険料を控除することはなかった。」旨回答している。

さらに、A において、申立人が被保険者資格を取得した日と同日にこれを取得している同僚（二人）は、申立期間前の平成 5 年 4 月から A が設立した学校に勤務しているが、いずれも申立期間においては国民年金に加入している。

このほか、申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、これが控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。